

はじめに

令和2年1月頃から世界各国で新型コロナウイルス感染症が拡大し、日本においても例外ではなく、この対策のため同年1月30日、政府は内閣府に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置しました。国内の感染者数は1月16日の時点での1人から始まり、日増しに増加の一途をたどり、9月5日の時点では国内累計71,138人となっています。

遡って2月24日には、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議から「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の具体化に向けた見解」が示されました。引き続いて25日には「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）」により、政府として、地方公共団体、医療関係者、事業者や関係団体と連携・協力し、国民の協力を得ながら、対策を講じている旨の認識が示されました。翌日26日には安倍総理大臣からの「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」で、この1、2週間が感染拡大防止に極めて重要であるとされ、スポーツ、文化イベント等について中止、延期等を要請するという事態となり、今後の選挙執行への影響が懸念されることになりました。

新型コロナウイルス感染症が拡大する状況下で、執行が予定される地方選挙の延期を求める声とともに、一歩進めて阪神淡路大震災や東日本大震災の発災時と同様に特例法を制定することにより選挙期日及び任期の延長を求める動きもありました。

4月7日になって新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に規定する緊急事態宣言が発令されましたが、外出自粛要請中の7都府県で執行される選挙について、安倍総理大臣は4

月17日の国会審議において「住民の代表を決める選挙は、民主主義の根幹をなすものであり、任期が到来すれば、決められたルールの下で次の代表を選ぶのが民主主義の大原則であって、不要不急の外出にはあたらない」という見解を示しました。

小書は、以上のような前提で、対象地域においても公職選挙法第33条及び第33条の2の規定に基づき地方選挙の執行が義務付けられていることから、今後の選挙執行における危機管理対応の参考に資することを念頭に、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた選挙の管理執行の実務と実際例、Q & Aなどを当研究会の見解に基づき整理したものです。短期間に整理したため、不十分なところも多々あると思いますが、選挙事務関係者の皆様の新型コロナウイルス禍の下における選挙執行の実務の在り方を考えるきっかけとして、いざさかでもお役に立てれば幸いとすところす。

小書の編集に当たっては、多くの実務の現場の皆様から有益な示唆に富む御意見をいただき、とりわけ、実際例につきましては、新型コロナウイルス禍の厳しい状況の中で、選挙を執行した熊本県選挙管理委員会、静岡県選挙管理委員会、福山市選挙管理委員会及び伊豆市選挙管理委員会から有益な実務資料を提供していただき、掲載いたしました。更に、最近公表された東京都選挙管理委員会のガイドラインも貴重な実際例として参照させていただきました。各選挙管理委員会には、この場をお借りして深甚なる謝意を表するものです。

令和2年9月

一般社団法人 選挙制度実務研究会

代表理事 小島勇人

目次

はじめに	2
------	---

第1章 新型コロナウイルス感染症に関する基礎知識

1. 新型コロナウイルスとは	8
2. 新型コロナウイルス感染症の主な症状	9
3. 新型コロナウイルスの感染様式	9
4. 新型コロナウイルス感染予防の基本	10

第2章 新型コロナウイルス感染症発生時の選挙管理委員会の業務

1. 基本的な考え方	14
2. 平常時（選挙執行が予定されていない時期）の業務における 対応等	16
(1) 応急対応業務	16
(2) 継続業務	16
(3) 縮小する業務	18
(4) 休止する業務	19

第3章 選挙管理執行における新型コロナウイルス感染症対策の 基本

1. 基本的な考え方	22
2. 感染症対策の基本	23
(1) 選挙事務関係者の健康管理	23
(2) 投票所、期日前投票所に係る留意点等	24
(3) 選挙管理委員会及び同事務局職員の体制	27
(4) 選挙管理委員会の開催と委員長の専決処分	27
(5) 投票・開票事務従事者等の確保関係	29
(6) 当日投票所、期日前投票所、開票所の施設で感染者等が発生 した場合の措置	32
(7) 新型コロナウイルス感染症対策に係る選挙人への周知	35

(8) 当日投票所及び期日前投票所における留意事項の ポイント	37
(9) 指定施設（病院、老人ホーム等）における不在者投票の 留意点	45
(10) 開票所における留意事項	48

第4章 新型コロナウイルス感染症発生時における選挙管理執行の 取組事例

1. 熊本県知事選挙（令和2年3月5日告示、3月22日執行）	52
(1) 選挙期日の延期を求める動き	52
(2) 啓発事業の見直し	53
(3) 投票所における感染対策	53
(4) 開票所における感染対策	55
(5) 選挙結果（投票率）	55
2. 福山市議会議員選挙（令和2年3月29日告示、4月5日執行）	56
(1) 投票所での感染防止対策	56
(2) 投票所への配布物品	57
(3) 投票所での選挙人からの質問に対する想定問答の共有	58
(4) 開票所での感染対策	59
(5) 開票所での注意喚起	60
(6) 選挙結果（投票率）	61
3. 伊豆市長選挙（令和2年4月12日告示、4月19日執行）	62
(1) 立候補予定者対象の説明会等での新型コロナウイルス 感染対策	62
(2) 期日前投票での感染対策	63
(3) 当日投票所での感染対策	70
(4) 開票所での感染対策	74

(5) 選挙人からの問い合わせ・意見など	76
(6) 選挙結果（投票率）	77
4. 衆議院小選挙区選出議員補欠選挙（静岡県第4区） （令和2年4月14日告示、4月26日執行）	78
(1) 選挙の背景	78
(2) 選挙の日程	78
(3) 静岡県選挙管理委員会の体制	79
(4) 新型コロナウイルス感染症への対策	79
(5) 選挙結果（投票率）	87

第5章 新型コロナウイルス感染症と選挙管理執行等に関するQ&A

1. 選挙の執行と期日関係	90
2. 投開票事務関係	97
3. 選挙運動関係	101
4. 政治活動関係	106
5. 寄附の禁止関係	107
6. 選挙管理委員会の開催関係	118

関係資料

選挙の管理執行における新型コロナウイルス感染症への 対応について	122
選挙の管理執行における新型コロナウイルス感染症への更なる 対応について	123
選挙の管理執行における新型コロナウイルス感染症への 対応について（第3報）	125
選挙の管理執行における新型コロナウイルス感染症への 対応について（第4報）	126
選挙の管理執行における新型コロナウイルス感染症への 対応について（第5報）	130
選挙の管理執行における新型コロナウイルス感染症への 対応について（第6報）	133
新型インフルエンザ等対策特別措置法	135

第1章

新型コロナウイルス感染症に関する 基礎知識

1. 新型コロナウイルスとは

新型コロナウイルスは、一般的な風邪の原因となるウイルスや「重症急性呼吸器症候群（SARS）」、「中東呼吸器症候群（MERS）」ウイルスと同じコロナウイルスの1つで、令和元年12月に中華人民共和国湖北省武漢市で発生した原因不明の肺炎患者から初めて検出されました。その後、新型コロナウイルスの感染は世界各地で拡大し続け、令和2年2月11日、世界保健機関（WHO）は新型コロナウイルス感染症の正式名称を「COVID-19（coronavirus disease 2019）」と決めました。

日本でも令和2年1月に初めての感染者が確認されて以降、感染者が急増、令和2年9月までに6万8,000人以上の感染が確認され、死亡者数は1,200人を超えています。

なお、SARSウイルスは中国南部に生息するキクガシラコウモリが、MERSウイルスは中東やアフリカなどに生息するヒトコブラクダが自然宿主と判明していますが、新型コロナウイルスの自然宿主は令和2年9月現在、まだ確定されていません。

2. 新型コロナウイルス感染症の主な症状

新型コロナウイルス感染症の主な症状は、発熱や咳などの呼吸器症状で、初期の段階では通常の風邪の症状と似ています。発熱や呼吸器症状は1週間前後持続することが多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える人も多く報告されています。また、味覚や嗅覚に異常が生じる例も報告されています。一方で、感染しても特に症状が出ない人（無症状）も多いといわれています。

感染しても比較的軽症のまま回復に向かう人が多い一方、発熱や咳などの症状が出現してから5～8日後くらいで急速に症状が悪化するケースも報告されており、特に、がんなどの基礎疾患を有している人は、発症後数日で急速に悪化する場合もあるため、嚴重な注意が必要です。

3. 新型コロナウイルスの感染様式

コロナウイルスはそれ自身で増殖することはできないと考えられており、人や動物の体の粘膜などの細胞に付着してその内部に入り込むことによって増殖するとされています。

新型コロナウイルスの主な感染様式は、「飛沫感染」と「接触感染」の2つがあり、多数の人が集まる場所に感染した人が出かけることによって、そこで多数の人に一度に感染する「クラスター」（感染者間の関連が確認される集団）が発生するケースも多く報告されています。

① 飛沫感染

感染者の飛沫（くしゃみ、咳、唾液など）と一緒にウイルスが放出され、他の人がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染することを「飛沫感染」といいます。なお、WHOからは一般的に5分間の会話で1回の咳と同じくらいの飛沫（約3,000個）が飛ぶと報告されており、閉鎖された空間で多くの人が近距離で会話するような環境では、感染者自身に咳やくしゃみなどの症状がなくても、飛沫により感染を拡大させるリスクがあると考えられています。

② 接触感染

感染者がするくしゃみや咳などを手で押さえ、放出された飛沫の付いた手で周囲の物に触れると飛沫に含まれるウイルスが付着します。未感染者がそれを触ると、感染者のウイルスが未感染者の手に付着し、感染者に直接接触しなくても感染するおそれがあります。これを「接触感染」といいます。物に付着したウイルスは時間が経てば壊れてしまうことがわかっていますが、物の種類によっては一定時間感染力を持ち続けることもあり、新型コロナウイルスは、プラスチックの表面では最大72時間、ボール紙の表面では最大24時間生存する可能性があるとして報告されています。

4. 新型コロナウイルス感染予防の基本

新型コロナウイルスの感染を防ぐには、ウイルスの感染様式である「飛沫」と「接触」を防ぐことが基本です。以下の4点を徹底して、感染を予防することが大切です。

① 咳エチケット

飛沫感染を防ぐために、職場や電車の中など人が集まる場所ではマスクの着用が推奨されています。咳が出る場合は、たとえば家の中であっても、咳エチケット（咳をする際にマスクを着用する、もしくはハンカチやティッシュ、袖などで口と鼻を覆う）を徹底して飛沫を防いでください。マスクを着用する際は、顔とマスクの間に隙間ができないように口と鼻を確実に覆いましょう。

② 手指洗浄、消毒

3.②で述べたとおり、物や皮膚の表面に付着したウイルスは一定時間生存して感染力を持ち続けるため、ウイルスが付着した物に触れた手で目や鼻などの粘膜に触ると、そこからウイルスが体内に入り込んでしまうおそれがあります。感染拡大を予防するために、ドアノブや電気のスイッチ、リモコンなど複数の人が触れる可能性があるものは、こまめな消毒を心がけます。この消毒について、厚生労働省では水で薄めた家庭用塩素系漂白剤で拭いた後、水拭きする方法を推奨しています。また、外出からの帰宅後や調理前後などには石鹸でこまめに手を洗うことも大切です。洗っていない手で目や鼻を触らないように注意してください。

③ 3密回避

これまでに集団感染が起きた事例を検証した結果、特に、

ア. 密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、

イ. 密集場所（多くの人が密集している）、

ウ. 密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や共同行為が行われる）、

という3つの条件が当てはまる場では、感染を拡大させるリスク

投票記載台には鉛筆を用意せず、受付の手前の場所に消毒済みの鉛筆を用意し、宣誓書を記載する・しないにかかわらず、鉛筆を1本取ってもらい、投票用紙記載後に、投票箱横又は出口近くに設置した「使用済鉛筆ケース」に返却してもらう方法を採用しました。

なお、当初はこの方法のみで運用する予定でしたが、県内他市の動向や総務省からの通知内容も加味して、選挙人が持参した鉛筆も使用可としました。ただし、このことに関する通知は自治会への回覧文書には間に合わず、ホームページやメール等による案内のみとなりました。



鉛筆返却箱

- ・ 選挙人に対する注意喚起

選挙人の皆さんに対するお願いを、受付前の場所に掲示しました。

投票所での選挙人に対するお願い

- ① 消毒液を使い、両手（指先から手首まで）を消毒してください。
- ② 「受付係」が順番に案内しておりますので御協力ください。
- ③ マスクの着用又は咳エチケットに御協力ください。
- ④ 投票用紙記載台は他の投票者と間隔を空けてください。記載台の場所を指定させていただくことがあります。
- ⑤ 記載台では消毒済みの鉛筆を使用します。
- ⑥ 使用後の鉛筆は使用済みのケースに入れてください。
- ⑦ ご帰宅後は、手洗いやうがいの実施をお願いします。

・投票用紙記載台の増設

伊豆市では従来の選挙では2人用の投票用紙記載台を使用していますが、今回の選挙では記載台を増設し、2つのブースのうち片方のブースを使用不可とすることで、選挙人同士の間隔を空けるように配慮しました。なお、記載台は定期的に次亜塩素酸水による消毒を行いました。



記載台

Q4 議員及び三役の報酬を5か月間にわたって25%カットし、これによって生じた余剰金を市のコロナ対策費用に充当する条例改正案が上程されることになっています。市はこれによって削減できた費用を「コロナ対策基金」に積み立てることとしています。この対応は公職選挙法上、問題ないでしょうか？

A 原則として問題ありません。

市議会議員と市長の報酬（給与）支給条例を改正し、市として支払うべき報酬（給与）を減額するのは、報酬（給与）をいわば法的根拠に基づいて減額しようとするものであり、これによって改正前の額の支払に係る債権・債務の関係はなくなり、改正後の額による支払に係る債権・債務によることとなりますので、減額によって生じた差額は市への寄附には当たらないと考えられます。

Q5 自治会の新型コロナウイルス感染症対策で、当該年度の自治会費や中止となった行事の予算を財源に、自治会に加入する全世帯に給付金を提供することとなり、自治会会長以下の担当者が各戸を訪問し、封筒に入れた現金（給付金）を趣旨書とともに手渡しました。この自治会の会長が現役の市議会議員である場合、この行為は公職選挙法の寄附の禁止に抵触しますか？現金とともに手渡した趣旨書には、この市議会議員の氏名が自治会長名として記載されています。

A 原則としては問題ありませんが、公職選挙法第199条の3に規定する「これらの者の氏名を表示し又はこれらの者の氏名が

類推されるような方法」に該当するおそれがないとはいえないでしょう。

まず、本件給付金の原資が当該自治会の会計から拠出したものである限り、公職選挙法第199条の2第1項には抵触しないものと解されます。また、ことさら本給付金が自治会長である市議会議員からの給付金であるかのような言動を交えながら手渡されたものでない限り、同条第2項に抵触するおそれもないものと解されます。

なお、給付金と一緒に手渡した趣旨書に会長である市議会議員の氏名が記載されている点については、公職選挙法第199条の3に規定する「これらの者の氏名を表示し又はこれらの者の氏名が類推されるような方法」に該当するおそれがあるとも考えられます。しかし、本条違反によって罰則が科されるのは「当該選挙に関し」であることから、本件においては、会長である市議会議員が市議会議員選挙に関して氏名を表示し又は類推されるような方法で寄附をした場合に限って、公職選挙法第249条の3（公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反）に抵触するおそれがあると考えられます。

Q6 現職の町長が代表を務める郡の町村会の名義で、町外にある病院にコロナ対策の応援金（現金）を贈った場合、公職選挙法の寄附の禁止に抵触しますか？ 応援金の原資は定期的に町村から集めている分担金の一部(75万円)を充てることにしており、代表である町長のポケットマネーは一切入っていません。

A 原則として問題ありません。